

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2024年 6月28日
滋賀県知事 殿		
提出者		
住 所 大阪市淀川区西中島5-5-15		
氏 名 日本国土開発株式会社 大阪支店 支店長 小原 克巳		
電話番号 06-6306-6745		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	日本国土開発株式会社 大阪支店	
事業場の所在地	大阪市淀川区西中島5-5-15	
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	06 総合工事業	
②事業の規模	157億円	
③従業員数	163名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 処理工程図のとおり	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2 建設副産物管理組織表のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	4 8 0 t	4 t
	(これまでに実施した取組)		
・ 混合廃棄物削減への指導及び各現場の排出量の目標設定と排出量の把握			
・ 適正処分の監視強化			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 優良認定を受けている処分場との委託契約の推進と更なる分別により混合廃棄物を削減する			
・ 各現場の排出量の目標設定と排出量の把握と委託契約の事前確認			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
コンクリートがら、アスファルトがら、廃プラスチック類、木くず、紙くず、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物、金属くず、汚泥及び混合廃棄物を分類			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
産業廃棄物の排出計画を作成し、計画時点で廃棄物が発生しにくい方法を検討する。また混合廃棄物の排出量を削減するため、産廃関連の教育を実施しさらなる分別を推進する。			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
8 t	7 3 3 t	3 5 t	0 t
【目標】			
木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
0 t	3 0 t	1 t	0 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)						
特になし							
②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)						
特になし							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)						
特になし							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)						
特になし							

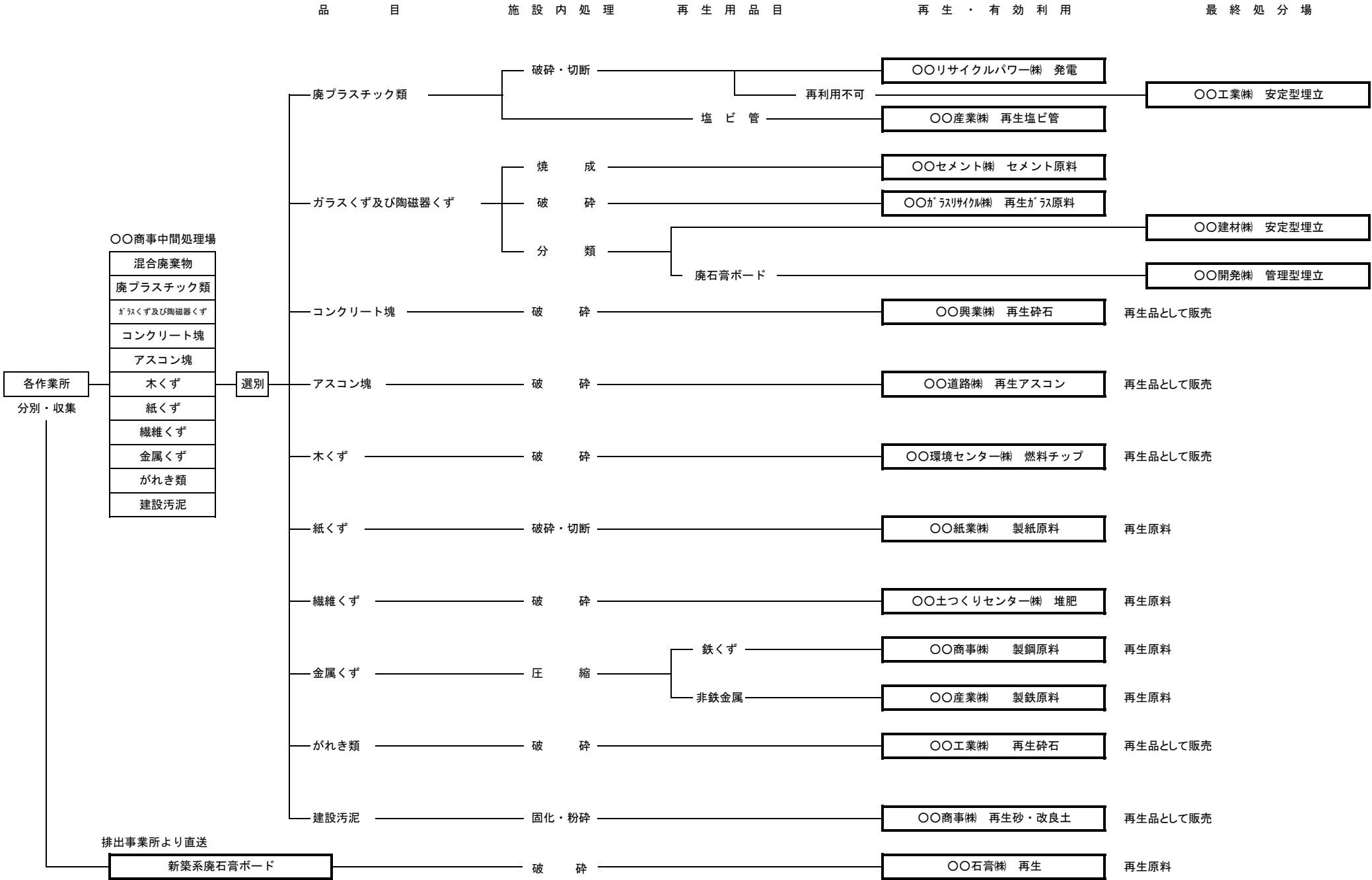
(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	がれき類	建設系混合廃棄物	
	全処理委託量	0 t	0 t	0 t	3 0 t	1 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	3 0 t	1 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)						
	・優良認定を受けている産業廃棄物処分業者との委託契約の割合を増やすため、工事受注時に作業所長へ優良処分場の情報を提供する。 ・産業廃棄物の分別指導を強化し、混合廃棄物の排出量を削減させる。						
※事務処理欄							

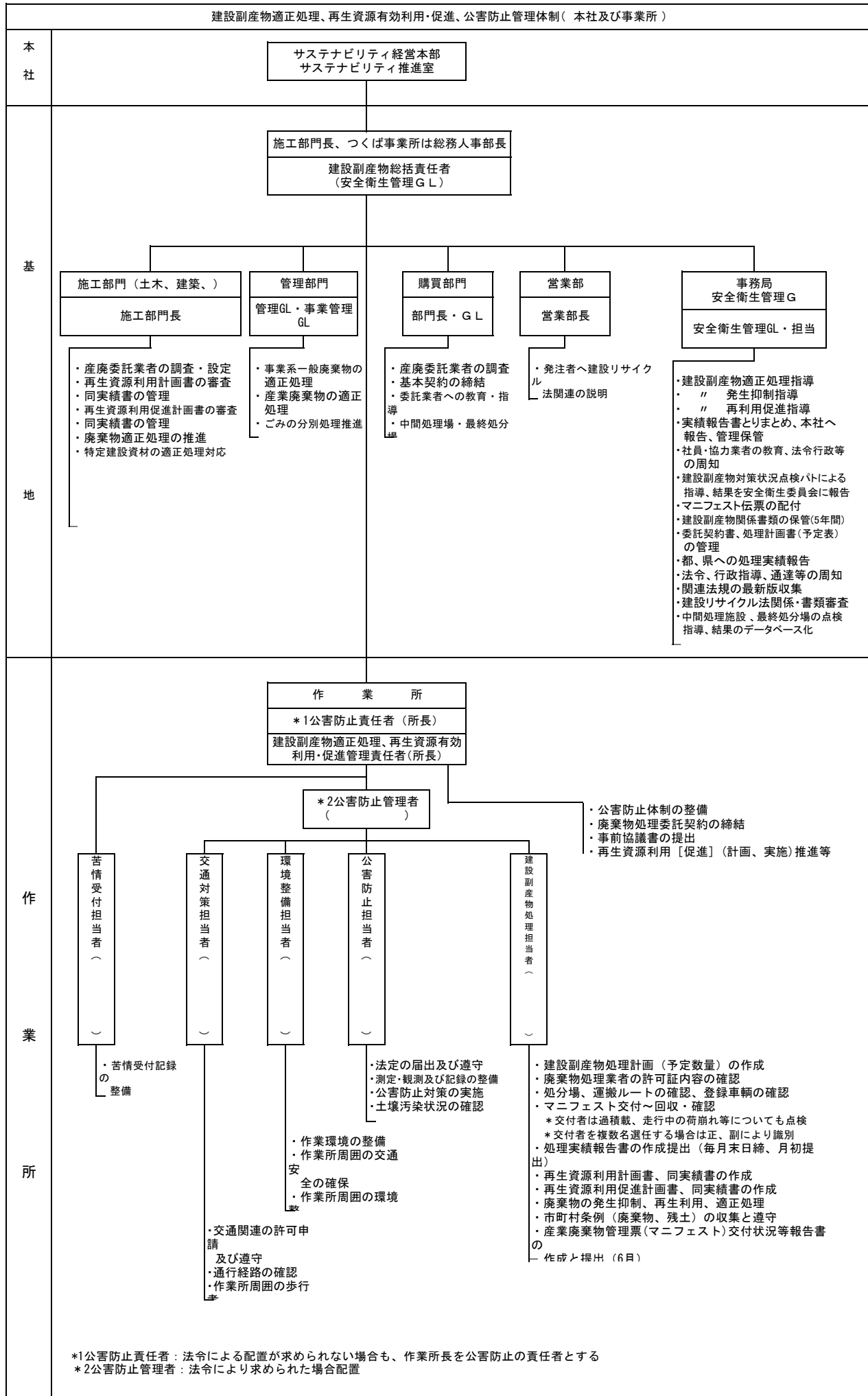
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理・再生フロー図



建設副産物管理組織表



産業廃棄物の種類 現状と計画	汚泥		廃プラスチック		木くず		がれき類		建設混合廃棄物									
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																		
排出量	480 t	0 t	4 t	0 t	8 t	0 t	733 t	30 t	35 t	1 t								
これまでに実施した取組	・混合廃棄物削減への指導及び各現場の排出量の目標設定と排出量の把握 ・適正処分の監視強化																	
今後実施する予定の取組	・優良認定を受けている処分場との委託契約の推進と更なる分別により混合廃棄物を削減する ・各現場の排出量の目標設定と排出量の把握と委託契約の事前確認																	
産業廃棄物の分別に関する事項																		
分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	コンクリートがら、アスファルトがら、廃プラスチック類、木くず、紙くず、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物、金属くず、汚泥及び混合廃棄物を分類																	
今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	各作業所ごとに産業廃棄物の排出計画を作成し、計画時点で廃棄物が発生しにくい方法を検討する。また混合廃棄物の排出量を削減するため、産廃関連の教育を実施しさらなる分別を推進する。																	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																		
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量																		
これまでに実施した取組	特になし																	
今後実施する予定の取組	特になし																	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																		
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量																		
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量																		
これまでに実施した取組	特になし																	
今後実施する予定の取組	特になし																	
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項																		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量																		
これまでに実施した取組	予定なし																	
今後実施する予定の取組	予定なし																	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																		
全処理委託量	480 t		4 t		8 t		733 t		35 t									
優良認定処理業者への処理委託量			4 t		8 t		15 t		25 t									
再生利用業者への処理委託量	480 t		4 t		8 t		733 t		35 t									
認定熱回収業者への処理委託量																		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																		
これまでに実施した取組	・産業廃棄物処分業者を選定する際は、許可条件及び運搬ルート等を確認し決定している。 ・産業廃棄物処分場については現地確認を実施している。																	
今後実施する予定の取組	・優良認定を受けている産業廃棄物処分業者との委託契約の割合を増やすため、工事受注時に作業所長へ優良処分場の情報を提供する。 ・産業廃棄物の分別指導を強化し、混合廃棄物の排出量を削減させる。																	